

進路のしおり

～ 障害者自立支援法 ～



障害者自立支援法に掲げられている「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現、障害のある人の自立」は法律の成立によってはたしてどうだったのでしょうか。

障害者を取り巻く環境がめまぐるしく変わる中、厳しい現実の中で夢の実現を目指して頑張っている先輩たちの様子を取材させてもらいました。大変な時代だからこそ夢や希望はしっかり持ち続けたいと思います。読んで頂いた方ひとりひとりの心に響くものがあれば幸いです。

< 目次 >

自立支援法	P. 1
自立生活	P. 5
余暇活動	P. 7
就労支援	P. 9
施設紹介	P. 10

障害者自立支援法

**障害者自立支援法
がもたらしたもの**
(社福) 鴻沼福祉会
そめや共同作業所
副施設長 酒井 依子

施行直前 相次ぐ退所者

障害者自立支援法が施行される直前の3月下旬、そめや共同作業所(身体障害者通所授産施設 定員20名)では、利用者からの退所希望が相次ぎ、自立支援法の“激震”が始まっていました。そめや共同作業所からは4人が退所、法人内の知的障害の施設でも1人が退所しました。「お金が払えないからやめます」とストレートに退所理由を述べる利用者もいれば、何も言わないで黙って去っていく方もいましたが、鴻沼福祉会で作業所を始めて20年あまりで、一時期にこれほど多くの退所者がでたのは初めてのことです。言葉にはださなくても、利用料負担増の影響が陰に陽に現れたと考えるのが、ごく自然なのではないでしょうか。

「働きにきているのに、利用料?!」

そめや共同作業所では、退所した4人のほかにも退所しようか迷った利用者がいます。普通のOLだったKさん、30歳の時にくも膜下出血で倒れて、半身まひと失語症の障害を負いました。病院での治療、リハビリを経て、そめや共同作業所はやっとたどり着いた新しい「職場」でした。失語症でうまく自分の気持ちを表現できないKさんが、この新たな利用料負担のことを聞かれ、でてきた言葉は「情けない」でした。障害を負ってしまったことが



「情けない」。新しい人生を築こうと、努力を重ねていたKさんをこんな気持ちにさせてしまうこの制度はほんとうに「自立支援」なのでしょうか。

そめや共同作業所に現在、通っている17人のうち、3月までは16人が利用料(食費を含む)はゼロでした。ところが、4月からは生活保護受給者も含めて、全員が負担増となりました。もっとも、多い方で月額2万5千円の利用料と食費の負担がかかっています。1カ月の工賃をはるかに超える金額です。「働きにきているのに、利用料を払うなんておかしい!」みんなのこの至極当然の主張に、国はどのように応えていただいているのでしょうか。

施設経営も大打撃

障害者自立支援法の施行により、施設経営も大幅減収という打撃を受けています。3月までは、月払いだった公費が、4月からは日払いとなり、利用者が欠席した日はまったく施設に収入が入らなくなっていました。障害



障害者自立支援法

と疾患をあわせもつ利用者が多いせめや共同作業所は、毎日通所できない利用者も多く、そのような事情がそのまま施設の減収となってしまいます。今年度4～11月までの公費収入は、前年度比で650万を超える減収。今年度は、職員の給与を削減し、さらにこれまでの繰越金を取り崩して経営していますが、この状態がこのまま何年も続けば、施設経営は破綻してしまいます。

さらに自立支援法では障害者施設の体系も抜本的に替わることになっており、これまで馴染んできた「授産施設」や「更生施設」「療護施設」などの種別はすべて廃止。平成23年度末までには、就労継続支援事業や就労移行支援事業、生活介護事業など新しい

体系に移行しなければならないのですが、事業によっては、移行すると更なる減収になり、障害程度区分により利用者は、選択できる事業が限定されるなど新たな課題も浮上し、事業者も先の見えない不安を抱えています。

定率負担（応益負担）の解消が何より必要、退所するかどうか揺れていたKさんは、周囲の仲間や職員の励ましもあって、退所はせず高い工賃が得られる印刷班に異動して、新しい力の獲得にチャレンジしています。街頭署名やシンポジウムでの意見発表、集会への参加など障害者自立支援法を改善する運動にも積極的に参加するようになりました。「自立支援法に負けないぞ！」これが、私たちの今年の合言葉でした。

さいたま市では、多くの障害者団体のみなさんが力をあわせて、さいたま市へ利用料等への独自助成を求める請願署名運動を展開し7万7千筆を超える署名を集めました。

この力が議会を動かし、1月からはさいたま市が独自に利用料負担の半額を助成する、とい

う施策に踏み切ります。

障害があるがゆえにうけているさまざまなサ・ビスを「益」とみなし、うけたサ・ビスの1割の負担を障害者にもとめるという考え方、この考え方が自立支援法の真髓であり、また最大の問題点です。この考え方を改めさせるまで、当事者や関係者がこの法の「おかしさ」を訴え続けなければいけないと思っています。



障害者自立支援法

障害者自立支援法 について 川越いもの子作業所 大畠 宗宏

障害者自立支援法は、平成18年4月1日に施行され10月1日に完全実施されました。平成15年それまでの行政が、障害者の施設利用を措置する制度から、施設と障害者が直接契約する支援費制度になり、ショートステイなどの施設利用やヘルパー利用が飛躍的に伸びました。このことは、国の財政を圧迫し今後の財源の確保が困難になってきたということで、昨年急ぎよ障害者自立支援法案が国会に上程されました。介護保険の導入に比べますと、十分な準備期間が地方行政や施設、障害者及び家族に用意されないままに、8ヶ月間で成立しました。そのため、いまだに市町村も施設も、制度を利用する家族や障害者もよく理解しないまま困惑しているのが実際です。

障害者自立支援法は、9章に分かれ、付則も含め122条からなっていますが、「障害者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付をおこなうもの」としています。改定のポイントは5つほどあるのですが、障害者家族にとっては、

1. 定率負担の導入

サービスを利用する人も、制度を利用した量に応じて一割負担するようになったこと。(川越いもの子作業所は、2級の年金の人から一月1,5000円を徴収するようになりました。)

2. 福祉サービス体系の見直し

複数あった福祉サービスの体系が簡素化され、知的障害者、身体障害者、精神障害者であっても同じ制度や同じ施設を利用するように制度が3障害共通になりました。

以上2つが大きな改正点です。

1の定率負担ですが、所得に応じて月の支払う上限が15,000円、24,600円、37,200円に分かれます。(生活保護受給世帯は無料です。)川越いもの子作業所を利用すると15,000円の利用料と5,100円(食材費分)の利用料を支払うようになりました。(いもの子には軽減制度があり、利用料は半額の7,500円になります。)これまで、施設の利用と食費は、20歳を超えると無料だったのですが、利用者には大きな負担感になっています。

2の福祉サービス体系の見直しがされ複数あった制度や施設が3つのカテゴリーである訓練等給付、介護給付、市町村事業(地域生活支援事業)に分類されました。特に訓練給付の中の、就労移行支援に力を入れています。今ある施設は、むこう5年間の間に自立支援法に規定する施設に移行するようもとめられていますが、新施設に移行した場合の報酬単価が低いため多くの施設が経営の見通しがたたず移行することを保留しています。卒業後の進路を選択する際も、このことが困惑する要因になると思います。

12月12日の埼玉新聞には、埼玉県障害者福祉課が県内188ヶ所の心身障害者施設にアンケート形式で聞いたところ、利用料の負担増を理由に今年3月から5月にかけて30名が施設を退所していたことが報道されました。

障害者自立支援法の施行で、福祉サービスの給付の体系が変化し、卒業後に進路として施設を選択する生徒にとって、本来、成人への出発点で希望を持つ時期に、不安なことばかりが聞こえてきているのではないかと心配しています。

そのため、福祉行政の方に来てもらって制度の説明や相談の機会を学校等で持つことと、施設を利用した場合の負担についても情報公開を求め、よく理解をして進路を選択していくことが大切に思われます。



自立支援法にともなう施設の再編

障害者自立支援法

	事業名	内容	対象者
介護給付	療養介護	病院等への入院による医学的管理の下、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す。	医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを必要とする者で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6、あるいは筋ジストロフィー患者、重症心身障害者で障害程度区分が5以上の者を想定している。利用期限は定められていない。
	生活介護	食事、入浴、排泄等介護。日常生活上の支援。生産活動、創作的活動。	障害程度区分3(併せて入所支援利用4)(50歳以上2)以上
訓練等給付	自立訓練(機能)	理学療法、作業療法、相談支援、サービス調整	身体障害者 期間：18ヶ月以内 退院、退所後、養護学校卒業後。
	自立訓練(生活)	食事家事等の日常生活能力向上。サービス調整	知的障害、精神障害 期間：24ヶ月以内 退院、退所後、養護学校卒業後。
	就労移行支援	企業等での実習。職探しや職場定着支援。	一般就労を希望し、雇用、在宅就労が見込まれるもの。養護学校卒業後。65歳未満 期間：24ヶ月以内
	就労継続支援(雇用型=A型)	雇用契約に基づく就労機会の提供。	知識、能力の向上により、当該事業所で雇用契約に基づく就労が可能なもの(65歳未満)。移行支援事業利用後。養護学校卒業後。離職者。
	就労継続支援(非雇用型=B型)	就労機会、生産活動機会の提供。	就労経験者・就労移行支援事業後、企業等での就労が困難。他50歳以上の就労困難者。施行の結果、就職、他事業利用困難。
地域生活支援事業	地域活動支援センター (型) (型) (型)	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整・地域ボランティア育成、障害に対する理解の促進を図るための普及啓発。 機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービス。 小規模作業所(デイケア施設等)からの移行を想定。	

埼玉トヨペット 総務部 総務課
はあとねっと「輪っふる」
担当 石井 寛之



私は、宮代養護学校を1999年（平成11年）に卒業をしました。私は母の実家である九州熊本の一般病院で、帝王切開で生まれました。しかし、直に手術をしなければならない状況にあり、大学病院に移り、頭からぼうこうにかけて頭に水がたまるので、たまらないようにクダ（シャント）をいれる手術をしました。

しかし自宅が埼玉県の越谷市にあったので近くの市立病院に移り、またまた色々手術をして生後は大変だったそうです。そして、幼稚園・小学校・中学校と一般の学校に母のおかげで進みました。小学校の時から中学1年生まで、母に送り迎えをしてもらっていました。それはなぜかという、学校の先生や教育委員会の方が、一人で登校するのは、車の通りが激しいからという理由でした。

でも私は、小学4年くらいから車から友達が歩いて帰るのを見ていて『自分で友達と帰りたい!』と思い始め、親に相談しても、同じ答えが返ってくるだけだったので、たまに親や先生に内緒で帰ったりしていました。

中学1年の3学期の時引越しをし、自分一人で帰ることが出来るようになり、友達とも帰る機会が増え、とてもいい経験をさせてもらったなと思いました。この時にはじめて、『やっぱり自分のやりたい事は口に出し、口だけではなく行動

も起こさないと叶うものも叶わないなあ。』と思いました。

中学三年になって進路を決める時、このまま受験をして高校に進むか、それとも養護学校に進むかという事で、先生や親に相談をしました。ちょっと不甲斐無かったのですが、どうしても成長の段階でシャントが短くなり、具合が悪かったりして、入退院を繰り返していました。そのため、学力的に無理ということで、宮代養護学校を紹介され、高等部の3年間で取りこぼしのある中3までの勉強をしました。

養護学校では、中学の時に生徒会の書記をやった事があり、ちょっとのり気ではなかったのですが、先生に言われていきなり生徒会の副会長・会長と続けてやりました。その他にも1年から3年間三輪の車椅子（レーザー）もやって、色々な大会に参加しました。補欠ながらも駅伝埼玉県代表の選手と共に京都まで行ってトラック競技に参加をしたり、水泳競技に参加したりしていました。

3年の冬、進路で所沢市にある国立身体障害者リハビリテーションセンターに入所するため、小さい時から取りたいと思っていた車の免許を新座の指定教習所の寮に入って取りました。

学校を卒業後はそのまま国リ八に入所をして寮に入り、それから国リ八の敷地内にある職業リハビリテーションセンターで適性検査を受けました。自分の受講したいインテリアデザインや経理・一般・OA事務などから一般・インテリアデザイン・経理とえらびましたが、どれも適性には引っかけらず、OA事務を受け、OA事務科で1年間勉強をしました。OA事務科に入ってからエクセルやワードの3級の資格を取りました。OA事務科に入所してから半年経った頃から就職活動もしていましたが、今一步設備がないなどの理由でなかなか決まりませんでした。一年が過ぎて同期で入った仲間が

どんどん退所していく中、私は、3ヶ月間延長で就職口の情報を入れるため、寮と職リハを往復したりして就職活動をしました。でも、それでも決まらなかったため、退寮をして自宅で就職活動をしていました。もうデイケア施設でもどこでも行けばいいやと思っていたところ、私の一番上の兄が働いている埼玉トヨペット(株)が新しく設立する「はあとねっとと輪っふる」のことを聞きました。一度は、国リハに在籍していた時に就職活動を受けてダメだったのですが、イチカバチカやってみようということで、受けてみたら内定を貰うことができ、2002年4月1日から4年7ヶ月たちました。

初めはもちろん右も左も訳がわからず今も多少はありますが、毎日のように叱られてきて泣いたりしました。最近やっと自分の仕事とかを少しずつ理解してきて、自分の役割なんかも解ってきた気がして、毎日充実した生活を送ることができるようになりました。

これからを担う方々・そのご両親へ...

私がこの文章で言いたい事は、なんでもいいからやらせてあげてください。それがその子の人生の自信になります。

過保護はやめてください。その子の将来が何にも一人でできない子になるかもしれないからです。ということです・・・。

自分のできることは責任をもってやる。

挑戦する心をもちましよう。



はあとねっと「輪っふる」での仕事と活動

私どもは「すべての人が住みなれた地域で共に学び・共に働き・共に暮らすために」をテーマに、埼玉トヨペット(株)本社1Fショールーム内の一角を事務局として様々な活動をしています。

- ・毎月週に2回、第2木曜と第4木曜の10時~12時に埼玉トヨペット(株)本社3F会議室での赤ちゃんと母親同士ふれあいの場赤ちゃんサロン「ベビ コミ」。
- ・毎年埼玉県と共催して埼玉県民総合活動センターで行っている「こども 夢 未来」フェスティバル
- ・シニアライフ研究会では、「呈茶の集い」をショールーム内で行う。
- ・毎年10月~11月にかけて、講師を招いて公開講座を本社3Fの会議室を使って開催。
- ・養護学校の就労実習の窓口。
- ・鴻巣市にお住まいの中島さんの畑や田んぼをお借りして、田植えや稲刈り、じゃが芋植えやじゃが芋堀り、玉ねぎ植えや玉ねぎ堀り。
- ・養護学校やデイケア施設、様々なフェスティバルなどで福祉車両展示会。
- ・毎週木曜日と土曜日には、「こんがりかんだ」のパン、「輪っふる」のお米(ミルクークィーン)の販売。
- ・福祉車両を見に来られたお客様に福祉車両のご説明。「輪っふる」で管理している福祉車両モニター車の3ヶ月(5台)の貸し出し。
- ・「輪っふるギャラリー」の個展もショールーム内で行っている。

ぜひ、みなさんも地域の社会貢献活動をしている民間団体ですので、お気軽にお越し下さいませ。

〒338-8508
さいたま市中央区上落合2-2-1
埼玉トヨペット はあとねっと「輪っふる」
048-859-4121

埼玉県立越谷養護学校卒業生を中心としたスポーツクラブの活動

埼玉県立越谷養護学校高等部では15年ほど前に放課後の活動として、部活動が設置されました。その後、制度的に整備され、現在は毎週水曜日の午後2時50分から4時15分まで運動部（取り組んでいる種目はローリングバレー、陸上、ダンス、ポッチャ、フライングディスク等）と、文化部（行っている活動は将棋、オセロ、パソコン、陶芸）が活動しています。

そこで活動していた生徒と保護者が中心となり、今まで取り組んでいた活動を卒業しても行っていきたいということで、様々なスポーツのクラブが活動を始めました。

以下に活動をしているクラブの紹介をします。

ホープランナーズ（陸上競技、ポッチャ）

H8年4月設立

活動日 毎週土曜14:00～15:00

活動場所 越谷養護学校グラウンド、体育館

陸上競技を中心に活動しています。越谷養護の卒業生その他、宮代養護の卒業生や越谷市の障害を持った方も一緒に活動しています。肢体不自由の養護学校を卒業した者が陸上競技を続ける場はなかなかいたために、「全国障害者スポーツ大会」に参加する車いすメンバーの多くはこのクラブ出身です。競技の練習の他、バーベキューや餅つきのようなレクの活動、他県で行われるマラソン大会に泊まりがけで参加したりしています。

全国障害者スポーツ大会の60m走の大会記録保持者や、円盤投げの日本記録保持者も在籍しています。



埼玉ポッチャクラブ（ポッチャ）

H9年6月設立

活動日 毎月1回 日曜日17:30～20:30

活動場所 障害者交流センター体育館

越谷養護在校生や卒業生その他、熊谷養護、江戸川養護の卒業生、川島ひばりヶ丘養護の生徒や小学校に通っている車いす使用の児童も参加しています。ポッチャはカーリングやペタンクに似た障害者のスポーツで、手でボールを投げられない方もランプスという投球用具を使ってプレーすることができます。このランプスを使うクラスでは日本代表として海外の試合に派遣されている選手もいます。今年も10月にブラジルで行われる世界選手権に越谷養護と江戸川養護の卒業生が、12月にマレーシアで行われるフェスピック（障害者のアジア大会）には熊谷養護の卒業生が出場します。パラリンピックの正式競技ですので、パラリンピック出場を目指し、純粋に競技として取り組んでいる人から、余暇活動として参加している人まで、様々なレベルの人が所属しています。



車いすダンス・ムーブの会(ダンス)

平成9年6月設立

活動日 第1、3土曜日10:00~12:00

活動場所 越谷養護学校体育館

越谷養護在校時に高等学校ダンス発表会に参加していたメンバーが卒業後も発表の機会を作っていこうと作ったクラブです。毎年1回の発表会と越谷市の「ふれあいの日」という障害者のお祭りでダンスの発表をしています。平成14年より行っている年1度の発表会は熊谷養護や和光養護の卒業生や在校生、他のダンスのクラブの方も友情出場してくれ、大々的に発表を行っています。



埼玉ウイール・チュアレーシングクラブ(車いす使用者の陸上競技)

H12年6月設立

活動日 不定期

活動場所 渡良瀬遊水池、上尾・熊谷・越谷陸上競技場 他

埼玉県リハビリテーションセンター終了者と越谷養護卒業生が中心となって設立された車いす使用者の陸上チーム。競技志向の強い者が集まっており、全国車いす駅伝大会埼玉代表チームのほとんどが所属しています。

練習は渡良瀬遊水池の周回路や熊谷・越谷陸上競技場の他、毎月、上尾競技場で行われている障害者交流センターの練習会を利用しています。



COLORS(ローリングバレーボール)

H18年6月設立

活動日 第2、4土曜日10:00~13:00

活動場所 越谷養護学校体育館

今年の2月、兵庫県で行われた全国ローリングバレーボール大会Bリーグ準優勝メンバーが卒業後も越谷養護の在校生と共に練習したり、試合に出るために作ったクラブです。





就労支援

特定非営利活動法人 東松山障害者 就労支援センター

住 所 東松山市小松原町17-19
電 話 0493-24-5658



当センターは、障害のある方への就労支援を目的に、平成13年4月にオープンしました。

障害のある方への就職に関する相談・支援を行っている他、障害者を雇用する企業の方へのご相談等も行っています。

- ・ 就職に向けてどのように進めればいいのか分からない。
- ・ 自分にはどのような仕事が向いているのか分からない。
- ・ 今、会社で働くことができるのか試してみたい。
- ・ 今、会社で働いているが今後のことが不安。
- ・ 会社で障害者雇用をしたいが、どのようにすればいいのか分からない。
- ・ 障害者を雇用しているが、心配なことがある。

などなど、障害者の就労にかかわるご相談をお受けいたします！

埼玉県内在住の方で、障害をお持ちの方であれば登録、支援を受けることができます。

現在、センターには埼玉県内の33市町出身の方が登録しています。

センターでは、以下の流れで支援を行なっています。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 相談・登録 | ・・・今後の支援の方法についてご相談します。 |
| センターでのトレーニング | ・・・簡単な作業を体験しながら働く力を身につけます。 |
| 企業内作業 | ・・・グループで会社に行き、仕事の体験をします。 |
| 職場実習 | ・・・一人で会社の仕事を体験します。 |
| 面接同行 | ・・・会社の面接の時に一緒します。 |
| ジョブコーチ | ・・・就職した時、スムーズに仕事に入れるよう支援します。 |
| 就職した後の支援 | ・・・就職した会社の定期的な訪問、センターに来所してのご相談を行ないます。 |
| 離職した時の支援 | ・・・離職してもセンターで受け止め、再チャレンジできます。 |

= 皆さん、就職に向けて一度チャレンジしてみたいはいかがですか！ =





重症心身障害児施設 「中川の郷」

〒343-0116 北葛飾郡松伏町下赤岩222 ☎048-992-2701

施設紹介

中川沿いから少し入ると、欧風の洗練されたデザインの建物が目に飛び込んできます。ここは病院と児童福祉施設機能を併せ持ち、重度の知的障害と肢体不自由が重複している児童（者）を対象とした、10年目の入所施設です。5市1町（草加・八潮・越谷・三郷・吉川・松伏）が出資した社会福祉法人によって運営されています。現在66名が入所しており、そのうち31名が呼吸確保など、医療的ケアを必要とする人たちです。各専門科ごとの医療体制、様々な専門スタッフによる手厚い日常生活の支援など、驚きの連続でした。明るくゆとりのあるスペースの中で、時間もゆったりと流れていく気がしました。園外への行事や、買い物など社会性を身につける取り組みにも努力しているようです。「重症化と高齢化」が進む中で、「親の会」が立ち上げられ、支援態勢が整えられつつあります。もともとここは、親たちが協力して行政に働きかけて、建設された経緯があります。施設の立ち上げ、そして協同した運営と、示唆に富むお話をたくさん聞いてきました。



身体障害者療護施設 「そうか光生園」

〒340-0001 草加市柿木町1215-1 ☎048-936-5088

広々とした田園地帯に隣接した埼玉の代表的な療護施設です。18年度に県立から、県の社会福祉事業団に運営が移行しました。現在50名の入所者がいます。園内の生活は利用者の希望に応じてメニューから選択します。この日も、訓練や入浴・余暇活動と思い思いの日中活動をのびのびとおこなっていました。この園の特徴のひとつは、歯科診療室を併設しており、通常の診療では困難な在宅障がい者への治療を行っていることです。

今回の自立支援法の施行に伴い、入所者は負担増になり、運営面でも経費削減に苦慮しているといったお話もお聞きしました。今後、ニーズがあれば在宅障がい者の社会活動としての「デイサービス部門」を増やすことも考えているとのこと。一つの選択肢としても考えられるのではないのでしょうか。



埼玉県内肢体不自由養護学校9校
高等部卒業生の進路状況

年 度	2003	2004	2005
就 労	1	2	0
訓 練	3	3	4
福祉法施設	35	33	24
地域デイケア	34	31	35
進 学	0	2	1
在 宅	6	7	7
計	79	78	71

[訓練]

国立職業リハビリテーションセンター
東京障害者職業能力開発校など

[福祉法施設]

療護、授産、更生施設
(含 県リハ) など

[地域デイケア施設]

県条例による小規模作業所
(定員6名から19名)

あとがき

今年四月に障害者自立支援法が施行されました。その影響で、施設から在宅やデイサービスなどへ変更を余儀なくされた人などの新聞報道がありました。そういう意味では、「障害者自立支援法」の記事は現場の声を取材したものといえます。

今回は、就労面や施設の現状、余暇活動など多面的に掲載してあるので、現在、学校で学んでいる生徒にとっても、将来の生活設計を考えるうえで、十分活用できるものと思います。

肢体不自由養護学校の進路については、多くの卒業生が居住地で生き生きと自立した生活を送ってほしいと願っています。

(埼玉県立宮代養護学校長 三浦 清)

今年も「進路のしおり」第14号を発行することができました。自立支援法が本格実施されるなか、法律の目的の「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現、障害のある人の自立」は逆に自己負担金の増加などに伴って遠のいてしまった印象すら感じます。

進路指導では、卒業後の生活を豊かにと考えそのヒントとなる事例を取材し載せることができました。卒業後には厳しい現実がありますが、くじけずに豊かな生活を過ごしている先輩たちや福祉の現場で働いている方の言葉に耳を傾けてほしいと思います。

今回の進路のしおり作成にあたり、こころよく原稿を引き受けてくださった方々、また取材にあたり御協力頂いた皆様はこの場をお借りしてお礼申し上げます。

(編集委員 石川)

「進路のしおり」第14号

発行日 2007年3月15日

< 編集・発行 >

埼玉県高等学校進路指導研究会障害児教育部会
・肢体不自由養護学校小委員会

埼玉県肢体不自由養護学校進路指導研究会

高本 浩次	県立和光養護学校 048-465-9770
石川 岳男	県立宮代養護学校 0480-35-2432
原澤 宣雄	県立日高養護学校 0429-85-4391
杵田 昌巳	県立川島ひばりが丘養護学校 049-297-7753
半田 清雄	県立熊谷養護学校 048-532-3689
齋藤 武義	県立秩父養護学校 0494-24-1361
卜部 郡司	県立越谷養護学校 048-975-2111
小林 秀祐	さいたま市立養護学校 048-622-5631
白鳥 武彦	富士見市立富士見養護学校 049-253-2820

表紙絵 (和光養護学校)

カットは各校の児童・生徒の皆さんにご協力いただきました。ありがとうございました。

協賛 埼玉県肢体不自由養護学校校長会

(印刷所) 「そめや共同作業所」

〒337-0026 埼玉県さいたま市見沼区染谷2-145

TEL 048-684-1101(代) FAX 048-684-1019